

# みやぎ税務会計事務所通信



《 2020年7月 》

MIYAGI  
TAX & ACCOUNTING  
OFFICE

## 税務の話題

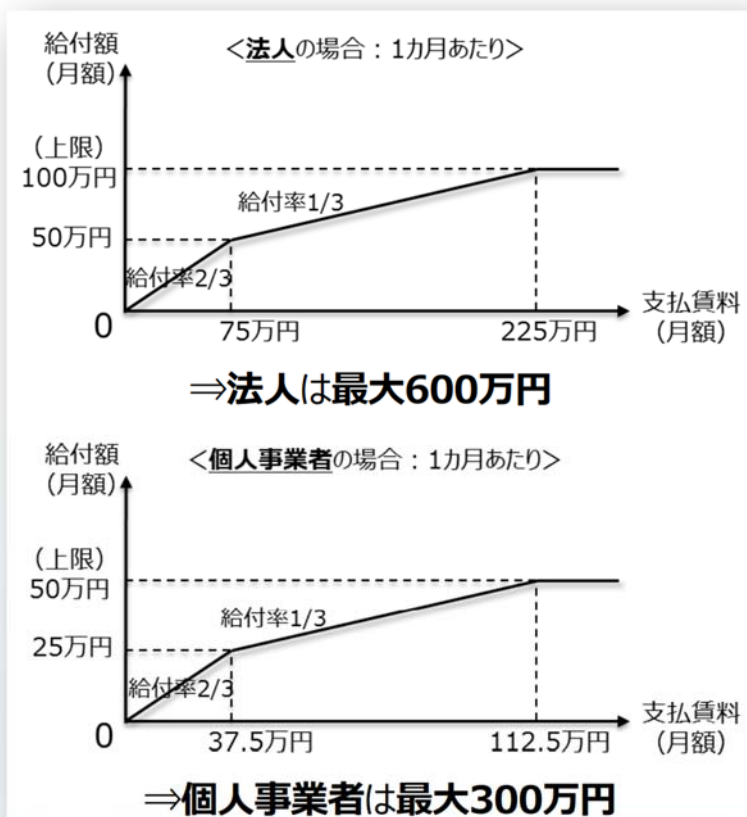
### 「新型コロナウイルス感染症」に関する 事業者向けの支援策について【第4回】

マスクや手洗いが日常となり、新しい生活様式は徐々に浸透している部分もあるようです。一方、県をまたぐ移動も解禁され、以前の日常を早く取り戻したいという思いも強く感じます。“新型コロナウイルス”という言葉を書かない日がなくなるなか、6月中旬、第2次補正予算が成立されました。本紙では、今月も、引き続き事業者向けの新しい施策をご紹介します。



#### [家賃支援給付金]

テナント事業者に対する、賃料の負担軽減のための施策です。



経済産業省パンフレット  
「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」より抜粋

#### <対象>

5～12月の売上が

- ① いずれか1ヶ月  
前年同月比 50%以上減少
- ② 連続する3ヶ月  
前年同期比 30%以上減少

のいずれかの場合です。

#### <給付額・給付率>

左図が公表されています。

申請時の直近の賃料（月額）に基づいて算出する給付額（月額）の6ヶ月分相当が支給されます。

申請などの詳細（必要書類や手続方法など）については、間もなく公表されると思われます。なお、埼玉県では、売上が一定程度減少した県内テナント事業者（中小企業・個人事業主等）に対して、県が上乗せして支給する「埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金」も予定されています。

どちらも情報が確認でき次第、ご案内をさせていただきます。